

渋谷区告示第244号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第38条第4項の規定に基づき、コート代々木大山マンション建替組合の解散を令和7年4月16日付け申請書のとおり認可したので、同条第6項の規定により、次のように告示する。

令和7年9月11日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 解散するマンション建替組合の名称  
コート代々木大山マンション建替組合
- 2 事務所の所在地  
東京都港区芝五丁目30番1-602号
- 3 施行再建マンションの敷地の区域  
東京都渋谷区大山町1050番1
- 4 解散理由  
コート代々木大山マンション建替事業が完成したため
- 5 解散の認可の年月日  
令和7年9月11日